

# 労働災害無災害記録証授与制度をご存じですか

北海道労働局労働基準部安全課

各事業場におかれましては、労働災害ゼロを目指した安全衛生管理活動を実践していることと思いますが、一定期間「労働災害ゼロ」を継続されている場合は、以下にご紹介いたします「無災害授与制度」をご参照され、積極的に申請されますようご案内申し上げます。

## I 厚生労働省労働局長無災害記録証授与制度（厚生労働省が設けている制度）

### ★対象となる事業場

北海道労働局長無災害記録証授与制度と同じです。

具体的には、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業等の事業場が対象となります

### ★対象となる無災害記録（時間数）

対象となる無災害時間数は、業種と労働者数により定められ、記録証は達成時間に応じて第1種から第5種まで5段階となっています。

第1種記録証の達成時間数は、北海道労働局長の無災害記録時間数の2倍必要です。

### ★申請方法

申請は所轄の労働基準監督署を経由して行ってください。

## II 北海道労働局長無災害記録証授与制度（北海道労働局が設けている制度）

### ★対象となる事業場

労働安全衛生法施行令第2条に掲げられている業種の事業場が主な対象です。

具体的には、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業等の事業場が対象となります

### ★対象となる無災害記録（時間数）

業務上の死亡または休業災害（休業1日以上をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます。）の発生していない状態が一定の時間数継続した場合に対象となります。

無災害の時間数は、業種によって異なることのほか、労働者数が100人未満か100人以上であるかによって異なります。主要業種では概ね次表のようになります。

### ★申請方法

申請用紙の入手等、詳細は北海道労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。申請は所轄の労働基準監督署を経由して北海道労働局長へ行ってしてください。

詳しくは、北海道労働局のホームページ（<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）「各種法令制度手続き⇒安全衛生関係⇒安全関係」に申請書の様式や記入方法等が記載されていますので参考としてください。

## 北海道労働局長無災害記録達成予想期間表

(労働者数が 50 人の場合)

主要業種	無災害 記録時間数 (万時間)	達成予想 期間 (年)	主要業種	無災害 記録時間数 (万時間)	達成予想 期間 (年)
林業	15	1.5	金属製品製造業	65	6.5
土石採取業	45	4.5	一般機械器具製造業	80	8.0
建設業	85	8.5	電気機械器具製造業	175	17.5
土木工事業	65	6.5	輸送用機械器具製造業	120	12.0
建築工事業	100	10.0	一般旅客自動車運送業	80	8.0
設備工事業	180	18.0	一般貨物自動車運送業	30	3.0
食料品製造業	65	6.5	港湾運送業	35	3.5
木材・木製品製造業	35	3.5	貨物運送取扱業	60	6.0
家具・装備品製造業	45	4.5	通信業	95	9.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	125	12.5	電気・ガス・水道・熱供給業	175	17.5
出版・印刷・同関連産業	125	12.5	卸売業・小売業・飲食店	200	20.0
化学工業	135	13.5	旅館業	175	17.5
窯業・土石製品製造業	65	6.5	自動車整備業	65	6.5
鉄鋼業	130	13.0	廃棄物処理業	15	1.5

【計算例】食料品製造業で労働者数が 50 人の場合：上の表から 65 万時間で達成

概算  $650,000$  (時間)  $\div 50$  (人)  $\div 8$  (時間) =  $1,625$  (日) となり、

$1,625$  日  $\div 250$  日 (年間稼働日数と仮定した場合)  $\approx 6.5$  年で達成

※正式には、各労働者毎の残業時間・年休等を計算し、その数字等を積み上げた時間となります。

※本表は主な業種の 100 人未満用です。100 人以上用は問い合わせてください。

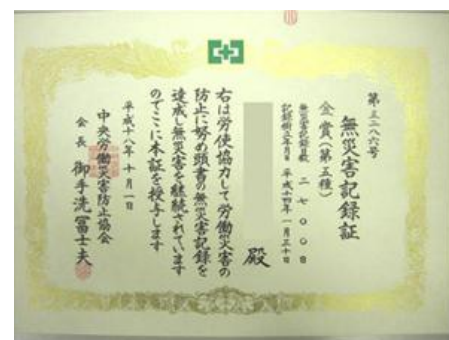
### Ⅲ 中小企業無災害記録証授与制度 (中央労働災害防止協会が設けている制度)

#### ★対象となる事業場

中小企業 (資本金 1 億円以下、または労働者数が 300 人以下の企業) で、適用事業場単位の労働者数が 10 人以上 100 人未満の事業場が対象です

#### ★対象となる無災害記録 (日数)

業務上の死亡または休業災害 (休業 1 日以上) の発生していない状態が一定の日数継続した場合に対象となります。その日数は、適用事業場の業種と労働者数により定められ、記録証は達成日数に応じて第一種から第五種まであります。[例] 食料品製造業で労働者数 50 人の場合  
第一種 (努力賞) 450 日 第二種 (進歩賞) 900 日 第三種 (銅賞)



無災害記録証表彰状

#### ★申請方法

申請書 (2 通) を作成し、地区労働基準協会を経て中央労働災害防止協会へ申請してください。

詳しくは、中央労働災害防止協会のホームページ (<http://www.jisha.or.jp>) 「中小企業支援⇒中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内」に申請書の様式や記入方法等が記載されていますので参考としてください。